

## 外国PEPs（ペップス）に係るお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の改正※により、法が施行となる2016年10月より、口座開設等の一定のお取引の際に、お客さまが外国PEPs（ペップス）に該当するかを確認させていただくこととなりました。

つきましては、以下を参照いただき、外国PEPsへの該当の有無についてご申告をお願い申し上げます。

お客さまにはご負担をおかけすることとなりますが、法の趣旨を踏まえた対応であることをご理解のうえ、なにとぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

※法第四条第二項第三号、施行令第十二条第三項、施行規則第十五条第一項（裏面に条文掲載）

### 外国PEPsとは

Politically Exposed Personsの略。外国政府等において重要な公的地位にある方をいいます。

### 具体的には、以下の方が外国PEPsに該当します。

#### （１）外国の元首および外国の政府等において、以下の職にある（または過去にあった）方

- ①わが国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
- ②わが国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ③わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ④わが国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ⑤わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ⑥中央銀行の役員
- ⑦予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員（国有企業等）

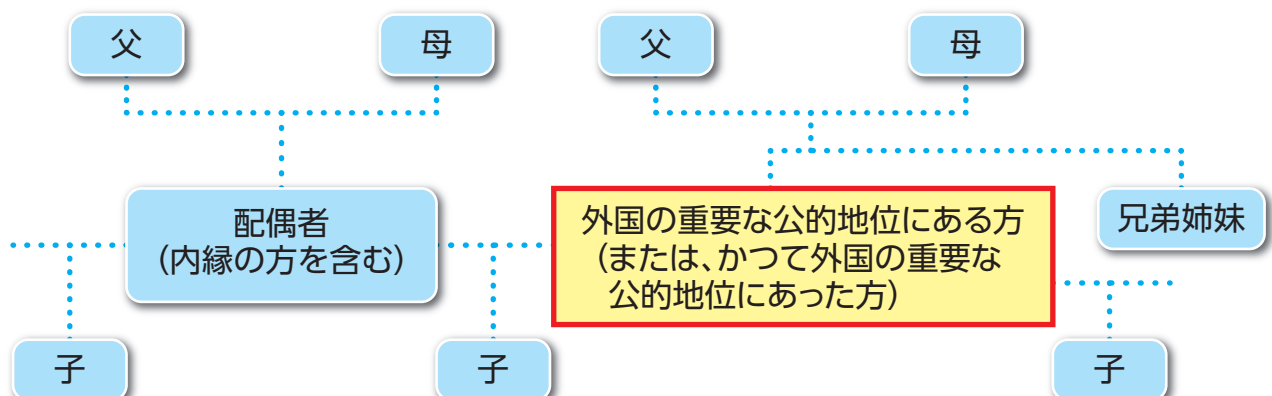
#### （２）上記に（１）に該当する方のご家族の方

ご家族とは、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます）、父母、子、兄弟姉妹、並びにこれらの方以外の配偶者の父母および子をいいます。（下図を参照ください）

#### （３）上記（１）（２）に該当する方が実質的支配者である法人

### 外国PEPsの範囲

以下の全ての方が該当します



※上記図の太枠の方がお亡くなりになっている場合は、どなたも該当しません。

お客さまが外国PEPsに該当する場合、追加の確認をさせていただきます。  
詳細については、当社グループの社員によりご案内させていただきます。

## 法第四条第二項第三号

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行う際には、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

(中略)

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの

## 施行令第十二条第三項

3 法第四条第二項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる顧客等との間で行う同条第一項に規定する特定取引とする。

一 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者

二 前号に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。）

三 法人であって、前二号に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者であるもの

## 施行規則第十五条第一項

令第十二条第三項第一号に規定する主務省令で定める者は、外国において次の各号に掲げる職にある者とする。

一 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職

二 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職

三 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職

四 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職

五 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職

六 中央銀行の役員

七 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員